

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の総人口（平成27年国勢調査）は、9,283人となっており、これまでの推移をみると、佐賀県内のほとんどの自治体の人口が減少する中、鳥栖市、吉野ヶ里町、江北町とともに増加傾向で推移している。しかし、年齢3区分別に比較すると、15歳未満の年少人口は1,490人（16.1%、減117人）、15歳から64歳までの生産年齢人口は5,621人（60.6%、減110人）、65歳以上の老年人口は2,172人（23.4%、増287人）となっており、少子高齢化が確実に進行していることがわかる。

当町の就業者総数（平成27年国勢調査）は、4,455人となっており、総人口の増加とともに増加傾向で推移している。産業3部門別にみると、農業、林業、漁業などの第1次産業は、222人（5.0%）、建設業、製造業などの第2次産業は、1,306人（29.3%）、これら以外の第3次産業は2,910人（65.3%）となっており、全国及び佐賀県と比較すると第2次産業の構成比率が高いことが特徴となっている。これは、昭和40年代中ごろから50年代初めにかけて1町2村（三田川町・東脊振村・上峰村）にまたがる佐賀東部中核工業団地が造成された工業の基盤整備が、当町の就業構造を特徴づけている。しかし、これまでの推移をみると、その第2次産業が人数、構成比率ともに減少し、第3次産業が人数、構成比率ともに増加し、就業構造が大きく変化してきている。

当町の工業は、工業団地への誘致企業16事業所と地場産業を中心に展開されており、平成26年の工業統計調査によると、当町の製造業の事業所数（従業者4人以上）は30事業所、従業者数は1,594人、製造出荷額は55,781百万円となっている。

地方における景気回復の遅れの中で、当町の工業も停滞傾向にあり、今後とも、商工会との連携のもと、中小企業の経営の安定化を支援していくとともに、新規企業の誘致や新たな産業開発に向けた取り組みを進めていく必要がある。

この様な状況を踏まえて、当町では中小企業等が実施する先端設備等の投資により生産性の抜本的な向上が図られることで、人手不足や後継者不足に対応した事業基盤を早急に構築し、新たな後継者を見出すような取り組みを支援していくことにより、中小企業等の活性と雇用創出に繋がる施策を実施する。

#### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者等の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としないこととし、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められる者の取組は対象としないこととし、健全な地域社会の発展に配慮する。
- ・町税等を滞納している者の取組は対象としないこととし、納税の公平性に配慮する。

## (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。